

令和4年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するために必要な制度です。

情報公開制度は、市が持つ情報を開示請求する権利を定めています。

個人情報保護制度は、市が持つ個人情報について、開示・訂正などの権利を保障しています。

なお、令和5年度から、個人情報保護制度に関する規律が法律に移行されました。

☆詳しくは、法務担当へ。

情報公開制度

開示の請求

市にある公文書をどなたでも開示請求できます。4年度の請求の状況は、表1のとおりです。

行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階行政資料コーナーでは、市の刊行物、議会の会議録などをご覧いただけます。

市が持っている個人情報の目的外利用・外部提供の制限



個人情報保護制度

開示・訂正・利用停止の請求

市が持っている自分の個人情報について、開示の請求や、内容が事実と異なること認められる場合に訂正の請求ができます。

また、実施機関が法律で定める制限を超えて自分の個人情報を利用・提供していると認められる場合には、利用停止の請求ができます。

4年度の請求の状況は、表2のとおりです。開示以外の請求はありませんでした。

市が持っている個人情報の目的外利用・外部提供の制限

目的外利用や外部提供は、本人の権利利益の保護の観点から、原則として禁止されています。

ただし、本人の同意がある場合や行政機関などが法律で定める事務に利用する場合などは、例外的に認められます。運用状況は、表3のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会

開示などの請求に対する市の決定に不服がある場合、審査請求や取消訴訟の提起ができます。審査請求があった場合、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて、

過去の諮問及び答申の内容は、市役所法務担当及び市ホームページでご覧いただけます。

請求に対する裁決を行います。4年度は、3年度に申し立てがあった審査請求について、答申を受けて棄却の裁決を行いました。

情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しています。4年度は、個人情報保護制度の重要事項に関する諮問1件、個人情報の目的外の利用及び提供に関する諮問1件について答申がありました。

過去の諮問及び答申の内容は、市役所法務担当及び市ホームページでご覧いただけます。

表1 情報公開制度における請求の状況 (単位: 件)

実施機関	開示請求	決定内容			
		開示	一部開示	公文書不存在	
市長	企画政策課	1	1		
	法務担当	32	31		
	総務課	10	4	5	
	防災課	2	2		
	市民課	8	6	2	
	課税課	8	2	4	
	生活コミュニティ課	1	1		
	障害福祉課	1	1		
	子ども子育て支援課	3	3		
	子ども育成課	1	1		
	環境課	8	2	4	
	ごみ対策課	1	1		
	管理課	10	4	2	
	交通対策課	2	2		
	建設課	7	7		
	下水道課	9	8		
	都市計画課	1	1		
地域開発課	3	3			
水道部業務課	38	38			
教育委員会	教育総務課	11	11		
	指導課	6	5	1	
	学校給食課	5	2	3	
	社会教育課	2	2		
	スポーツ振興課	1	1		
アキシマエシンス管理課	1	1			
合計	172	102	56	0	12

※一部開示とは、個人情報などの記載があるためその部分を除いて開示したこと、公文書不存在とは、その情報を実施機関が持っていないため開示の請求を拒否したことを示します。
 ※市長(法務担当、下水道課)への開示請求のうち2件は取り下げとなりました。

表2 個人情報保護制度における請求の状況(単位: 件)

実施機関	開示請求	決定内容		
		開示	一部開示	不開示
市長	市民課	4	3	1
	課税課	2	2	
	生活コミュニティ課	2		2
	障害福祉課	7	5	2
	介護福祉課	12	12	1
	保険年金課	1		1
合計	28	22	5	6

※一部開示とは、第三者の権利利益を侵害するおそれなどがあるためその部分を除いて開示したこと、不開示とは、その情報を実施機関が持っていないため不開示となったことを示します。
 ※市長(市民課、障害福祉課、介護福祉課)は、1件の請求に対して複数の決定をしています。

表3 個人情報の目的外利用・外部提供の状況 (単位: 件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	41	33	74
教育委員会		3	3
選挙管理委員会		2	2
監査委員会			
農業委員会			
固定資産評価委員会			
審査委員会			
合計	41	38	79